

令和4年
岩手県教育委員会定例会
9 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和4年9月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和4年9月26日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 事務報告1 令和5年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜の概要について (学校教育室)
- 第3 事務報告2 令和4年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の結果について (保健体育課)
- 第4 事務報告3 令和4年度全国学校保健・安全研究大会の本県開催について (保健体育課)
- 第5 議案第16号 岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則 (教育企画室)
- 第6 議案第17号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

事務報告 1

令和5年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜の概要について

令和5年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜の概要について、別紙のとおり報告します。

令和4年9月26日

令和5年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜の概要について

I 出願資格及び募集定員について

1 出願資格

- (1) 次のア、イのいずれの条件も満たす児童で、岩手県立一関第一高等学校附属中学校の教育理念により岩手県立一関第一高等学校までの6年間の学校生活を強く希望し、入学予定者となった場合に入学を確約できる者とする。

【教育理念】

中高一貫教育のもと、特色ある教育活動を展開し、豊かな人間性と高い知性を合わせ持ち、社会の進歩と発展に貢献する次世代のリーダーを育成する。

ア 令和5年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業する見込みの者もしくは令和5年3月に義務教育学校前期課程を修了する見込みの者

(以下、特別支援学校の小学部及び義務教育学校前期課程も含めて「小学校」という。)

イ 保護者とともに岩手県内に住所を有し、入学後も引き続き岩手県内の保護者の住所地から通学することが確実な者

- (2) (1)のイを満たさない場合であっても、次の条件のいずれかを満たす場合は資格があるものとみなす。

ア 出願時には保護者とともに岩手県内に住所を有するが、特別な家庭の事情により、入学後は岩手県内に住所を有する三親等以内の成人の親族（以下「親族等」という。）の住所地から通学することが確実な者（例えば、保護者の遠方勤務又は長期出張に伴って、親族等に児童の保護を託す場合等）

イ 県外からの出願の場合（県外に住所を有する場合）

① 保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住の事情により、入学までに保護者とともに岩手県内に住所を異動し、入学後も引き続きその住所地から通学することが確実な者

② 特別な家庭の事情により、入学までに岩手県内に住所を有する親族等の住所地に異動し、入学後も引き続きその住所地から通学することが確実な者（例えば、保護者の遠方勤務又は長期出張に伴って、親族等に児童の保護を託す場合等）

ウ 海外からの出願の場合（海外に住所を有する場合）

① 海外に在住中で日本人学校を卒業見込みの者が出願をする場合は、「1 出願資格」(2)イに準ずるものとする。

② 外国の小学校を卒業見込みの者又は卒業した者で、平成22年4月2日から平成23年4月1日の間に生まれた者が出願をする場合は、「1 出願資格」(2)ウ①に準ずるものとする。

2 募集定員

70名

II 主な選抜日程について

【資料1】

1	入学者選抜事務説明会(オンデマンドによる動画配信)	令和4年9月27日(火) ～10月3日(月)
2	入学願書の受付	11月22日(火) ～12月1日(木)
3	本検査	令和5年 1月14日(土)
4	追検査	1月28日(土)
5	合格発表	1月31日(火)

Ⅲ 入学者選抜の方法及び検査日程について

1 入学者選抜検査

(1) 検査方法及び検査時間、配点

ア 適性検査Ⅰ・適性検査Ⅱ

思考力・判断力・表現力など、小学校の教育課程に基づく学習によって身に付けた総合的な力をみる。

① 検査時間 各35分間（35分間×2）

② 配点 各100点（100点×2）

イ 適性検査Ⅲ

【作文】

自分の考えや意見をまとめ、筋道を立てて的確に文章で表現する力などをみる。

① 検査時間 30分間

② 配点 30点

【放送を聞いて答える問題】

話し手が伝えている内容を的確に捉える力をみるとともに、主体的に学びに向かう姿勢や、よりよい学校生活の実現に参画しようとする態度などをみる。

① 検査時間 15分間

② 配点 30点

ウ 面接

自分の考えをわかりやすく伝えようとする表現力や、コミュニケーション能力などをみる。

① 方法 受検者4～5人程度の集団面接 20分間程度

② 配点 40点

2 本検査日程

時 間	日 程
8：40～ 9：10	受付（所定の部屋へ入室、着席）
9：10～ 9：30	諸連絡、検査用紙配付
9：30～10：05	適性検査Ⅰ（35分間）
10：05～10：30	休憩、検査用紙配付
10：30～11：05	適性検査Ⅱ（35分間）
11：05～11：30	休憩、検査用紙配付
11：30～12：15	適性検査Ⅲ（45分間）
12：15～13：15	昼食（各自持参）・休憩
13：15～13：30	控室集合、面接諸注意
13：30～15：00	面接
終了のめど 15：10	面接終了後、随時解散

Ⅳ 追検査の実施について

【資料2】

1 対象者

新型コロナウイルス感染症に関わって次のア～ウのいずれかに該当する者及びエに該当して、令和5年1月14日（土）に実施する本検査を受検できない者

ア 本検査日において、感染者のうち治癒していない者

イ 本検査日において、濃厚接触者のうち健康観察期間中の者

ウ 本検査日において、感染者又は濃厚接触者である疑いがある者

エ その他（真にやむを得ない事情により本検査を受検できない者）

2 期日

令和5年1月28日（土）【本検査の2週間後】

令和 5 年度岩手県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜に係る日程

期 日	事 項
1 1 月 1 1 日 (金) ~ 1 1 月 2 1 日 (月)	<p>県外に住所を有する者の中で「出願資格」(2)イの①・②(本実施要項 1 ページ)のいずれかに該当するものが出願を希望する場合 県立中学校(TEL0191-23-4311)へあらかじめ連絡の上、次の書類を提出</p> <p>提出書類 入学志願特別事情具申書(様式 1) 具申書提出者用返信用封筒(簡易書留、404 円分の切手貼付)</p>
入学志願特別事情具申書提出後	入学志願許可書(様式 2)の交付及び送付(具申者提出者へ郵送)
1 1 月 2 2 日 (火) ~ 1 2 月 1 日 (木) ※必着	<p>入学願書等の受付(簡易書留による郵送)</p> <p>提出書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学選考料納付書(県証紙 2, 200 円分貼付) 2 入学願書(写真貼付) 3 受検票(写真貼付) 4 受検票送付用封筒(簡易書留、404 円分の切手貼付) 5 選抜結果通知書送付用封筒(簡易書留、404 円分の切手貼付) 6 入学志願許可書(該当者のみ) 7 海外在住状況証明書(該当者のみ) 8 入学選考料免除に係る必要書類(該当者のみ) <p>※ 調査書の提出は後日です。</p>
1 2 月 1 4 日 (水) までに投函	<p>受検票の交付及び送付(志願者本人へ郵送) 入学志願者一覧表の送付(在籍小学校長へ郵送)</p> <p>※ 保護者は、調査書の作成を小学校へ依頼する。</p>
1 月 4 日 (水) ~ 1 月 5 日 (木) ※必着	<p>調査書の提出(簡易書留による郵送)</p> <p>提出の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校長は、調査書を作成し、所定の封筒に厳封して保護者に送付する。 2 保護者は、期日までに厳封された調査書を郵送により提出する。
1 月 1 4 日 (土)	本検査 (適性検査Ⅰ・適性検査Ⅱ・適性検査Ⅲ・面接)
1 月 2 8 日 (土)	追検査 (適性検査Ⅰ・適性検査Ⅱ・適性検査Ⅲ・面接)
1 月 3 1 日 (火) までに投函	<p>入学者選抜結果通知(志願者本人及び在籍小学校長へ郵送) ★選抜された志願者は「入学予定候補者」となります。</p>
2 月 2 日 (木)	<p>入学予定候補者の手続</p> <p>提出書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受検票 2 入学者選抜結果通知書(合格通知書) 3 入学確約書 <p>※ 手続終了後、「入学予定者証明書」を交付します。この証明書を 2 月 3 日(金)午後 4 時までに住所の存する市町村教育委員会へ提出してください。</p> <p>★手続を終了した入学予定候補者は「入学予定者」となります。 ★以降、保護者の転勤等による辞退や資格を失う等による取消がない限り、入学予定者は入学者となります。 ★2 月 2 日(木)に手続できない場合は、事前に県立中学校までお電話でご相談ください。</p>
2 月 3 日 (金) まで ※時間は午後 4 時まで ※受付場所は住所の存する市町村教育委員会	<p>就学の届出 住所の存する市町村教育委員会へ出向き、「入学予定者証明書」を添えて、児童を岩手県立一関第一高等学校附属中学校へ就学させる旨を届け出る。</p>

〈問い合わせ先〉

- 岩手県教育委員会事務局学校教育室 義務教育担当
郵便番号：020-8570 住所：岩手県盛岡市内丸10-1
電話番号：019-629-6137
- 岩手県立一関第一高等学校附属中学校 事務室
郵便番号：021-0894 住所：岩手県一関市磐井町9-1
電話番号：0191-23-4311

12 追検査

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症に関わって次のア～ウのいずれかに該当する者及びエに該当して1月14日（土）に実施する本検査を受検できない者

ア 本検査日において、感染者のうち治癒していない者

イ 本検査日において、濃厚接触者のうち健康観察期間中の者

ウ 本検査日において、感染者又は濃厚接触者である疑いがある者

エ その他（真にやむを得ない事情により本検査を受検できない者）

(2) 期日

令和5年1月28日（土）【本試験日の2週間後】

(3) 会場

岩手県立一関第一高等学校附属中学校等

(4) 受検の手続き

上記（1）ア～エにより本検査を欠席し、追検査の受検を志願する者は、「追検査受検願い」と「医師の診断書等」を県立中学校長に提出すること。

追検査の受検の手続きや日程等の詳細については、上記（1）ア～ウが発生した時点で下記相談先まで連絡した際にお知らせする。

相談先 岩手県立一関第一高等学校附属中学校
電話番号 0191-23-4311(事務室)

(5) 追検査方法

本検査と同様に実施する。

ただし、適性検査Ⅲの内容は作文のみとし、面接は個人面接で行う。

なお、追検査の問題、検査時間、配点については非公開とする。

(6) 選抜方法

適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、面接の成績で総合的に判断する。

本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜する。

事務報告 2

令和4年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の結果について

本年度、四国ブロック開催された全国高等学校総合体育大会及び北海道・東北ブロックで開催された全国中学校体育大会の結果について報告します。

令和4年9月26日

令和4年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の結果について

1 本県出場選手の競技結果について

(1) 令和4年度全国高等学校総合体育大会

- ア 会 期 令和4年7月23日（土）～8月23日（火）
 イ 会 場 地 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、和歌山県
 ウ 参 加 数 30競技、選手522名（令和3年度 30競技、選手533名）
 エ 成 績 9競技26種目入賞（令和3年度 13競技20種目入賞）
 オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名（個人種目） 学校名（団体種目）
1	優勝	新体操	男子個人	本田 歩夢（盛岡市立3年）
2			男子種目別クラブ	本田 歩夢（盛岡市立3年）
3			男子種目別スティック	本田 歩夢（盛岡市立3年）
4	2位	陸上競技	男子棒高跳	菅野 航太（黒沢尻工業3年）
5	3位	ボクシング	男子ウエルター級	和賀 龍希（水沢工業2年）
6		ウエイトリフティング	女子76kg級スナッチ	中村 華（盛岡工業3年）
7	4位	登山	女子団体	盛岡第一
8		陸上競技	女子800m	田中 希歩（盛岡誠桜3年）
9		ウエイトリフティング	女子45kg級スナッチ	小野寺 凜（水沢3年）
10			女子76kg級クリーン&ジャーク	中村 華（盛岡工業3年）
11	女子76kg級トータル		中村 華（盛岡工業3年）	
12	5位	新体操	男子団体	盛岡市立
13		ホッケー	男子	沼宮内
14		ボクシング	男子ライトウエルター級	佐々木 駿（水沢工業3年）
15		柔道	男子個人100kg級	山藤 光星（盛岡大学付属2年）
16		アーチェリー	女子団体	盛岡白百合学園
17		なぎなた	女子演技	工藤 唯香（一戸2年）
18				鈴木 茉莉（一戸3年） 柴田 優月（一戸3年） 柴田 朱理（一戸3年）
19	6位	ウエイトリフティング	男子102kg級クリーン&ジャーク	滝口 雅之（水沢3年）
20	7位	ウエイトリフティング	女子45kg級トータル	小野寺 凜（水沢3年）
21		ウエイトリフティング	女子55kg級スナッチ	青木 彩華（岩谷堂3年）
22		ウエイトリフティング	女子55kg級トータル	青木 彩華（岩谷堂3年）
23		ウエイトリフティング	男子102kg級トータル	滝口 雅之（水沢3年）
24	8位	陸上競技	女子棒高跳	新田奈菜子（黒沢尻北3年）
25		ウエイトリフティング	女子45kg級クリーン&ジャーク	小野寺 凜（水沢3年）
26		アーチェリー	女子	吉田 光里（盛岡白百合学園3年）

(2) 令和4年度全国中学校体育大会

- ア 会 期 令和4年8月15日（月）～8月25日（木）
イ 会 場 地 北海道・東北ブロック（北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島）
ウ 参 加 数 14競技、選手316名（令和3年度 14競技、200名）
エ 成 績 4競技5種目入賞（令和3年度 4競技5種目入賞）
オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名（個人種目） 学校名（団体種目）
1	3位	ホッケー	男子	川口中学校・一方井中学校（合同）
2	5位	陸上競技	男子共通1500m	菊池 晴太（紫波一）
3	5位	ハンドボール	女子	矢巾中学校
4	5位	ホッケー	男子	沼宮内中学校
5	6位	水泳競技	女子平泳ぎ100m	三浦 愛莉（福岡）

2 本県開催の大会結果について

- (1) 大会名 令和4年度全国中学校体育大会第53回全国中学校新体操選手権大会
(2) 会場 北上総合運動公園 北上総合体育館
(3) 会 期 令和4年8月23日（火）公式練習
24日（水）開会通告、個人競技
25日（木）団体競技、閉会通告
(4) 参加数 選手243名（個人49名、団体194名）
(5) 岩手県勢の結果 団体 水沢中学校 27位
個人 岩館 空那（岩大附） 47位
和久石季南（白百合） 44位

事務報告3

令和4年度全国学校保健・安全研究大会の本県開催について

11月10日（木）から11日（金）にかけて本県で開催される全国学校保健・安全研究大会の概要を報告します。

令和4年9月26日

令和4年度全国学校保健・安全研究大会の本県開催について

1 開催趣旨

生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進を主題として、多年にわたる研究成果を踏まえ、学校保健、学校安全に関連する諸課題について研究協議を行い、健康教育の充実発展に資するもの。

2 期日

令和4年11月10日（木）、11日（金）

3 開催方法及び参加定員

ハイブリッド開催

(1) 参集参加 500人

※ コロナ対策のため、全体会の総参加者を会場（盛岡市民文化ホール大ホール）の収容定員（1,500人）の半数（750人）とし、大会関係者（表彰受賞者含む）約250人を除き、一般参加者を500人とするもの。

(2) ライブ参加 制限なし

(3) 録画配信参加 制限なし

4 会場

(1) 盛岡市民文化ホール（マリオス内）

(2) いわて情報交流センター（アイーナ）

5 内容

(1) 全体会

ア 開会式

イ 表彰式

（学校保健・学校安全の功労者に対する文部科学大臣表彰）

ウ 記念講演

演題：（仮）災害などで傷ついた子どもの回復支援と心の健康教育

講師：兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 特任教授 富永 良喜 氏

(2) 課題別研究協議会（別表）

（10課題について、課題別に研究発表、研究協議、指導助言及び講義を実施）

(3) 全国学校保健会中央大会

6 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

岩手県におけるイベントの開催制限等の考え方にに基づき、ホームページに感染防止策チェックリストを公開するもの。

【主な内容】

- ・飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ・手洗い、手指・施設消毒の徹底
- ・換気の徹底
- ・来場者の検温、密集回避
- ・参加者の把握、管理 など

[別表] 令和4年度全国学校保健・安全研究大会 課題別研究協議会

課題	研究協議題	研究協議題設定の趣旨	研究協議の内容
第1課題	学校経営と保健組織活動	心豊かにたくましく生きる力を育てるためには、児童生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体で取り組む必要がある。 そのため、学校経営の進め方と保健主事等の果たす役割並びに学校、家庭及び地域社会が一体となった組織活動の効果的な取組について協議する。	① 健康教育を中核とした学校経営の進め方について ② 保健主事を核として推進する健康教育の進め方について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した学校保健委員会の効果的な取組について
第2課題	保健管理	生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るためには、ヘルスプロモーションの理念を生かし、学校や地域の実態、個々の子供に応じた対応を図る必要がある。 そのため、学校での適切な保健管理の進め方について協議する。	① 適切な健康診断の実施と事後措置の進め方並びに結果の活用について ② ヘルスプロモーションの考え方を生かした指導や保健管理の進め方について ③ 感染症・食中毒等の予防及び発生時の対応について
第3課題	心の健康	自然災害や重大な事件・事故の発生に伴う子供の心のケアや、友人や家族などの人間関係の悩みなど、メンタルヘルスに関する問題が多様化している中、これらの問題への適切な対応が求められている。 そのため、心の健康づくりを目指した教育活動や校内外の組織体制づくりの進め方について協議する。	① 児童生徒の課題に即した心のケアや健康相談の進め方について ② 心の健康づくりを目指した教育活動の展開と環境整備等の進め方について ③ 学校、家庭及び地域との関係機関との連携を図った心のケアの進め方について
第4課題	現代的健康課題	多様化する現代的健康課題に適切に対応するための保健活動の進め方 現代的な健康課題への対応にあたり、年齢や生活環境などに応じて、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある。 そのため、生涯にわたり健康を保持増進するための望ましい生活習慣づくりに関する指導の進め方について協議する。	① 発達の段階に応じた望ましい生活習慣づくりの進め方について ② 各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図った指導の進め方について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した望ましい生活習慣づくりに関する指導の進め方について
第5課題	歯・口の健康づくり	生涯にわたる健康管理の基盤となる歯・口の健康づくりの進め方 生涯にわたる健康づくりを実践するためには、自分の歯や口の健康に関心をもち、自分の課題を把握し、解決していくことができる資質や能力を育てることが大切である。 そのため、歯・口の健康づくりを目指した学校歯科保健活動の進め方について協議する。	① 歯科健康診断の効果的な実施と結果等を活用した健康教育の実施について ② 各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図った指導計画の作成、実施、評価及び改善について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した学校歯科保健活動の進め方について

課 題		研究発表者	講師・指導助言者（コーディネーター）
第1 課 題	学校経営と保健組織活動	① 神奈川県立保土ヶ谷高等学校 教 頭 阿 部 志 織	○講 師 愛知教育大学 准教授 山 田 浩 平 ○指導助言者（コーディネーター） 神奈川県立総合教育センター 体育指導センター指導研究課 主幹兼指導主事 齋 藤 祐 介
		② 青森県南津軽郡藤崎町立明德中学校 養護教諭 森 菜 穂 子	
		③ 岩手県二戸市立福岡小学校 指導養護教諭 永 井 悦 子	
第2 課 題	保健管理	① 北海道枝幸郡中頓別町立中頓別小学校 養護教諭 木野下 珠 紀	○講 師 公益財団法人日本学校保健会 専務理事 弓 倉 整 ○指導助言者（コーディネーター） 長野県教育委員会事務局 保健厚生課 主任指導主事 小田切 優 美
		② 岩手県立宮古恵風支援学校 教 諭 千 崎 友 里 子	
		③ 山梨県山梨市立後屋敷小学校 養護教諭 前 嶋 真理子	
第3 課 題	心の健康	① 宮城県仙台市立松陵中学校 養護教諭 及 川 典 子	○講 師 京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻 教 授 十 一 元 三 ○指導助言者（コーディネーター） 福岡県教育庁 教育振興部体育スポーツ健康課 指導主事 宗 真由美
		② 岩手県陸前高田市立高田小学校 副校長 中 島 和 孝	
		③ 京都府京都市立紫野高等学校 養護教諭 坂 尾 淳 子	
第4 課 題	現代的健康課題	① 群馬県高崎市立倉渕中学校 保健主事 花 岡 芳 幸	○講 師 横浜国立大学教育学部 教 授 物 部 博 文 ○指導助言者（コーディネーター） 品川区教育委員会指導課 統括指導主事 唐 澤 好 彦
		② 岩手県立花巻北高等学校 教 諭 藤 枝 覚	
		③ 宮城県気仙沼市立九条小学校 養護教諭 齊 藤 綾	
第5 課 題	歯・口の健康づくり	① 岩手県立大東高等学校 学校歯科医 熊 谷 博 伸 養護教諭 内 舘 優 香	○講 師 公益社団法人日本学校歯科医会 副会長 柘 植 紳 平 ○指導助言者（コーディネーター） 鹿児島県教育庁保健体育課 主任指導主事兼係長 楠 生 勝 宏
		② 鹿児島県鹿児島市立山下小学校 養護教諭 谷 口 由 美	
		③ 秋田県鹿角市立八幡平中学校 養護教諭 安 保 真 美	

課題		研究協議題	研究協議題設定の趣旨	研究協議の内容
第6 課題	学校環境衛生	快適な学校環境づくりを目指す学校環境衛生活動の進め方	<p>快適な学習環境をつくるためには、環境衛生活動の充実を図るとともに、教職員及び児童生徒が学校における環境衛生について関心を持つことが必要である。</p> <p>そのため、学校環境衛生基準を踏まえた学校環境衛生活動の進め方について協議する。</p>	<p>① 計画的・組織的な学校環境衛生活動の実施と事後措置について</p> <p>② 学校環境衛生管理の徹底を図るための取組について</p> <p>③ 学校薬剤師との連携による学校環境衛生の取組について</p>
第7 課題	喫煙、 飲酒、 薬物乱用 防止教育	安全で豊かな社会と健康を守り育てるための喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方	<p>近年、青少年の喫煙や飲酒、薬物乱用が広がりを見せ、依然として深刻な状況にあることから、安全で豊かな社会と自らの健康を守り育てるための教育を充実する必要がある。</p> <p>そのため、発達の段階に即し、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止教育を推進する方法について協議する。</p>	<p>① 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する指導計画の作成、実施、評価及び改善について</p> <p>② 小学校、中学校、高等学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方について</p> <p>③ 学校、家庭及び地域社会が連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方について</p>
第8 課題	学校事故防止対策	事件や事故、災害を未然に防ぐ事前の危機管理や発生時の適切な対応について	<p>学校事故を未然に防ぐためには、日本スポーツ振興センター災害共済給付データを活用した事故分析手法を各学校で生かすとともに、同センターの調査研究についての理解を深める必要がある。</p> <p>また、事故検証やそれに基づいた再発防止策の立案と実施、継続、情報発信等の方法について協議する。</p>	<p>① 日本スポーツ振興センターの災害共済給付データを活用した安全対策について</p> <p>② 事件や事故、災害の検証に基づいた再発防止対策の在り方について</p> <p>③ 事件や事故、災害を未然に防ぐ事前の危機管理や発生時の適切な対応について</p>
第9 課題	教科等における安全教育	発達の段階に応じた効果的な安全教育について	<p>生涯にわたり安全な生活を送るためには、自他の生命尊重の理念を基盤として、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できる資質や能力を育成する必要がある。</p> <p>そのため、発育発達の段階における特徴を考慮しつつ、効果的な安全教育の進め方について協議する。</p>	<p>① 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、自らの責任を自覚して行動する生徒の育成について</p> <p>② 的確な判断のもと主体的に行動し、地域の安全活動等に参加する生徒の育成について</p> <p>③ 自らの安全を守るために主体的に行動し、他の人々の安全にも気配りができる児童の育成について</p>
第10 課題	関係機関等との連携による安全の体制整備	学校・家庭・地域が連携した効果的な安全体制整備の在り方と通学路における安全確保の方策について	<p>学校安全体制を充実させるためには、校内体制を整備するとともに、関係機関や地域ボランティア等との連携を深めることが重要である。</p> <p>そのため、学校、家庭及び地域社会が連携した効果的な安全体制整備や安全確保方策の在り方について協議する。</p>	<p>① 学校安全充実のための効果的な校内体制の在り方について</p> <p>② 関係機関や地域ボランティア等との連携による防犯・交通安全の体制整備について</p> <p>③ 関係機関や保護者・地域住民等との連携による災害安全の体制整備について</p>

課題		研究発表者	講師・指導助言者（コーディネーター）
第6課題	学校環境衛生	① 埼玉県立川口東高等学校 養護教諭 村上 有為子	○講師 横浜薬科大学 教授 小出 彰 宏 ○指導助言者（コーディネーター） 東京都教育庁 都立学校教育推進課 課長代理 佐藤 恭子
		② 北海道市立札幌開成中等教育学校 養護教諭 西村 香代	
		③ 岩手県盛岡市立仁王小学校 学校薬剤師 畑澤 昌美 養護教諭 小林 智美	
第7課題	喫煙 防止教育 飲酒、薬物乱用	① 福岡県体育研究所 指導主事 大和 忠輔	○講師 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室 室長 嶋根 卓也 ○指導助言者（コーディネーター） 千葉県成田市立玉造小学校 校長 塚本 武
		② 岩手県立宮古商工高等学校 教諭 菊池 満	
		③ 福島県西白河郡西郷村立熊倉小学校 養護教諭 荒井 真紀子	
第8課題	学校事故防止対策	① 独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部 安全支援課 課長 田中文人	○講師 東京工業大学工学院機械系 教授 西田 佳史 ○指導助言者（コーディネーター） 東京都府中市立府中第二中学校 校長 高汐 康浩
		② 群馬県立藤岡中央高等学校 教頭 新井 康司	
		③ 香川県善通寺市立西部小学校 教諭 津谷 遼平	
第9課題	教科等における安全教育	① 山形県東村山郡中山町立中山中学校 教諭 菅原 和宏	○講師 大阪大学大学院人間科学研究科 准教授 中井 宏 ○指導助言者（コーディネーター） 徳島県立みなと高等学園 教頭 喜多 泰信
		② 大分県立臼杵支援学校 教諭 北山 昌之	
		③ 岩手県花巻市立宮野目小学校 副校長 野寺 悟 花巻市立宮野目中学校 教諭 佐々木 茉里	
第10課題	関係機関等との連携による安全上の体制整備	① 宮城県石巻市立河北中学校 教頭 小野寺 淳一	○講師 東北大学 災害科学国際研究所 教授 佐藤 健 ○指導助言者（コーディネーター） 岡山県教育委員会 岡山教育事務所 総括参事（生涯学習課長） 木下 史子
		② 福島県立郡山北工業高等学校 教諭 大森 史仁	
		③ 岩手県八幡平市立柏台小学校 副校長 佐々木 寿子	

議案第16号

岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(歴史公文書の保存、利用、廃棄等)

第2条 歴史公文書の保存、利用、廃棄等については、この規則に定めるもののほか、知事が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則（令和4年岩手県規則第 号）の規定の例による。

(電磁的記録の利用の方法)

第3条 条例第23条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	利用の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、公文書センター（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する公文書センターをいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、岩手県教育委員会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(費用負担の額)

第4条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第2項の実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(必要な措置を講ずる出資法人)

第5条 条例第47条第2項の実施機関が定める出資法人は、公益財団法人岩手育英奨学会とする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき 10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー	1枚につき 40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第4条関係）

方 法	区 分	金 額
複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）	1枚につき80円

)に複製した複製物		
	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合には、20円）
		カラー	1枚につき40円（両面に複写した場合には、80円）
	2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額

令和4年9月26日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

法規案逐条説明書

岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則

1 制定の趣旨

公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等について必要な事項を定めること。

2 内容

(1) 趣旨（第1条関係）

本規則の趣旨を定めること。

(2) 歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する原則（第2条関係）

歴史公文書の保存、利用、廃棄等については、本規則に定めるもののほか、知事が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則（令和4年岩手県規則第 号。以下「知事規則」という。）の規定の例によることとするもの。

(3) 電磁的記録の利用の方法（第3条関係）

条例第23条第1項の規定により、電磁的記録の利用の方法について定めるもの。

(4) 費用負担の額（第4条・別表第1・別表第2関係）

条例第24条の規定により、歴史公文書の利用に係る費用負担の額について定めるもの。

※ 費用負担の額は知事規則で定めている額と同額だが、利用者の利便を考慮し、規定する。

(5) 必要な措置を講じる出資法人（第5条関係）

条例第47条第2項の規定により、その保有する文書について適正に管理が行われるよう必要な措置を講ずる出資法人を定めるもの。

3 施行期日

令和4年10月1日（条例施行日）から施行すること。（附則関係）

4 その他

知事規則の以下の規定については、第2条の規定により、知事規則の規定の例によることとするため、規定を置く必要はないもの。

- ・ 知事規則第3条（保存方法等）
- ・ 知事規則第4条（目録の作成及び公表）
- ・ 知事規則第5条（本人であることを示す書類の提示等）
- ・ 知事規則第6条（歴史公文書の利用に関し利用請求者に通知する事項）
- ・ 知事規則第7条（第三者に通知する事項）
- ・ 知事規則第9条（歴史公文書を利用する者が申出をする事項）
- ・ 知事規則第11条（職員の使用）
- ・ 知事規則第12条（歴史公文書の廃棄）
- ・ 知事規則第13条（歴史公文書の保存及び利用の状況の報告）

○ 公文書の管理に関する条例（令和4年条例第20号）

（利用の方法）

- 第23条** 実施機関が歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による歴史公文書の利用にあつては、当該歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 利用決定に基づき歴史公文書を利用する者は、実施機関の定めるところにより、当該利用決定をした実施機関に対し、その求める利用の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。
 - 3 前項の規定による申出は、第18条第1項の規定による通知があつた日から起算して30日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 4 利用決定に基づき歴史公文書を利用した者は、最初に利用した日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に利用する旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（費用負担）

- 第24条** 利用請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 利用請求を行い、電磁的記録を前条第1項の実施機関が定める方法により利用する者は、実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額の当該電磁的記録の利用に要する費用を負担しなければならない。

（歴史公文書の保存等に関する定め）

- 第30条** 実施機関は、歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第13条から第24条まで及び前条の規定により適切に行われることを確保するため、次に掲げる事項を規定した歴史公文書の保存等に関する定めを設けなければならない。
- （1） 保存に関する事項
 - （2） 第24条に規定する費用の負担その他一般の利用に関する事項
 - （3） 廃棄に関する事項
 - （4） 保存及び利用の状況の報告に関する事項
- 2 実施機関は、前項の定めを設け、又は変更しようとするときは、岩手県公文書管理委員会の意見を聴かななければならない。ただし、岩手県公文書管理委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
 - 3 実施機関は、第1項の定めを設け、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（出資法人の文書管理）

- 第47条** 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人等を除く。以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人のうち実施機関が定めるものについて、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人の保有する文書について適正に管理が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。